

2021年 12月 15日

オハラ樹脂工業株式会社
代表取締役 尾 原 慶 則 殿

JMITU愛知地方本部
執行委員長 北 村 淳
(押印略)

JMITU愛知支部
執行委員長 平 田 英 友
(押印略)

同 オハラ樹脂工業分会
分会 長 朝 倉 健 次



年末一時金要求書（3）

「業務Gr. 伊東雅弘」氏名による本年12月6日付「貴組合『年末一時金要求書（2）』につきまして」と題する書面を頂きました。下記のとおり、本件についての速やかな団体交渉開催を再度強く要求致します。

記

- 1 当労組が繰り返し忠告しているのにも拘わらず、上記書面は相も変わらず、代表取締役尾原慶則氏名ではなく、責任・経験・能力も無い「業務Gr. 部長伊東雅弘」氏名で当労組に届いております。本件「2021年年末一時金」に関してその権限と責任がある筈もない「業務Gr. 部長伊東雅弘」氏名でのご回答ではなく貴社代表者による、会社としての誠実なご回答を重ねて強く求めます。
- 2 上記「業務Gr. 部長伊東雅弘」氏名の書面では、「当社の見解は、令和3年11月16日付『年末一時金要求書につきまして』記載のとおり（開催場所、時間、参加者人数、録画・配信に関する事項についても同書面のとおりです。）」と述べられました。

繰り返しになりますが、当労組は本年11月24日付「年末一時金要求書

（２）」で、「貴社が合理的理由を示せない場合には、上記開催条件にて開催されるよう強く求めます。」と申し上げているのであります。

- 3 一時金に関しては、貴社ご承知のとおり月給制社員に対し４年間に亘って支給されておられません。年俸制社員との格差が広がるだけでなく、経済生活は厳しい状況に陥っており、切実さは増大しています。

上記実情をご理解され、経営者としての責任ある対応を強く求めるものであります。早急な団体交渉開催を再度強く求めます。

- 4 団体交渉希望日について以下の通り再度申し上げます。

（１）開催希望日

第一希望日：２０２１年１２月２１日（火）

第二希望日：２０２１年１２月２２日（水）

第三希望日：２０２１年１２月２３日（木）

開催場所：オハラ樹脂工業 本社３階食堂

開始時間：１８時３０分より

参加人数：出席希望する当労組組合員

（２）議題

当労組本年１１月１１日付「年末一時金要求書」について

尚、貴社が合理的理由を示せない場合には、上記開催条件にて開催されるよう再度強く求めます。

以 上